

松江市委託業務成績評定点通知公表規程

(目的)

第1条 この規程は、松江市設計・測量・調査等業務成績評定要領及び松江市建築設計等委託業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第7条から第10条に関する事項について定める。

(評定点の通知)

第2条 評定要領第7条及び第8条に基づく通知は、委託業務成績評定通知書（様式第4号）による。

2 前項の通知には、項目別評定点表（様式第5号）を添付する。

3 評定要領第8条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4条 第3条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、主管部長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 第4条の書面の提出先は、主管部長とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 当該委託業務等を主管部長は、評定点の通知を受けた受託者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答するものとする。

2 主管部長は、評定要領第9条第2項に基づく回答をする場合、松江市委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の松江市委託業務成績評定評価委員会は、「松江市工事成績評定要領」に基づき設置された松江市工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

4 松江市工事成績評定要領別紙4の「松江市工事成績評定点通知実施要領」の別紙5「松江市工事成績評定評価委員会規定」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができるものとする。

(評定点の公表)

第7条 評定要領第10条に基づく公表は閲覧によることとし、閲覧に供する期間は、業務完了年度を含め2年度とする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。